



報道関係者各位

# 12月2日は「社労士の日」

## 全国の社労士会が無料電話相談

### 『ブラック企業に、しない！ならない！

### 全国の経営者と労働者を応援する相談ダイヤル』

全国社会保険労務士会連合会(会長:大西健造)は、12月2日の「社労士の日」に、**『ブラック企業に、しない！ならない！ 全国の経営者と労働者を応援する相談ダイヤル』**と題し、全国の都道府県社労士会において無料電話相談会を実施いたします。

相談ダイヤルの開設日は、**12月2日(火)の11時から19時まで**。いわゆる「ブラック企業」問題へと繋がりがねない労務管理上の問題・疑問や、労働に関する内容について、**人事・労務管理の専門家である社労士**が、企業の経営者・労働者の皆様からの電話相談に無料でお答えします。

『ブラック企業に、しない！ならない！

全国の経営者と労働者を応援する相談ダイヤル』

日 時:12月2日(火) 11:00~19:00

電話番号:ナビダイヤル **0570-064-794**

※お近くの都道府県社労士会に繋がります。

携帯電話からでもご利用いただけます。

**相談料:無 料** ※通話料は相談者のご負担となります。

#### ●「社労士の日」とは

昭和43年12月2日に社労士法が施行されたことにちなみ、全国社労士会連合会及び都道府県社労士会では、12月2日を「社労士の日」として、全国で社労士に関連したさまざまなイベントを企画してまいります。

#### 本件に関するお問合せ先

全国社会保険労務士会連合会(業務部広報課 畑中・野田)

ホームページ: [www.shakaihokenroumushi.jp](http://www.shakaihokenroumushi.jp)

e-mail: [publicity@shakaihokenroumushi.jp](mailto:publicity@shakaihokenroumushi.jp)

TEL:03-6225-5013

支えます！ 職場の安心 企業の未来 ~社労士~

昨年9月の厚生労働省による「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への重点監督の実施状況」によれば、重点監督を実施した約8割の事業場に法令違反が指摘され、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」では、1,044件の相談が寄せられ、大半の内容が賃金不払残業(560件・53.6%)及び長時間労働・過重労働(416件・39.8%)で占められ、いわゆる「ブラック企業」の存在を裏付ける結果となりました。

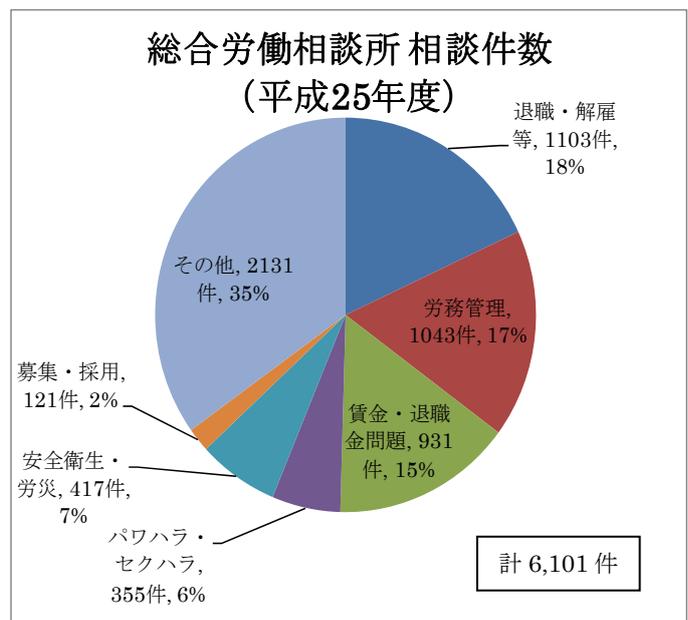
また、公益財団法人連合総合生活開発研究所による昨年10月の調査結果(第26回「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート(勤労者短観)」)によると、20代の4人に1人(23.5%)が自分の勤め先をブラック企業だと認識しており、「仕事により心身の健康を害した人がいる」、「長時間労働が日常的に行われている」など職場で何らかの問題状況があるとの認識は6割(61.1%)にのぼっています。

さらに、職場での違法状態として、「払われるべき残業代(全額または一部)が支払われない」(19.3%)、「有給休暇を申請しても取れない」(14.4%)が多く、職場で何らかの違法状態があるとの認識は3割(29.2%)におよんでいます。

これを受け、厚生労働省では、本年9月より実施している「労働条件相談ホットライン」及び11月1日に実施した「過重労働解消相談ダイヤル」における相談結果について、3,422件の相談のうち賃金不払残業(588件)、長時間労働・過重労働(444件)が多数を占めていることを公表しました。

都道府県社労士の総合労働相談所の相談件数(平成25年度)の内訳でも、右の図のとおり、「退職・解雇等」、「労務管理」、「賃金・退職金問題」、「パワハラ・セクハラ」に関する相談が半数以上を占めております。

また、当連合会において、平日の午前11時～午後2時まで実施している「職場のトラブル相談ダイヤル」においても、「退職・解雇・雇止め」、「セクハラ・パワハラ・嫌がらせ」、「賃金・割増賃金・退職金・サービス残業」に関する相談が多く寄せられており、有効求人倍率が依然として1倍を超える高い水準を維持している現在の状況において、いわゆる「ブラック企業」と呼ばれる企業はさらなる人手不足から、労働環境がますます悪化するという悪循環に陥っていると考えられます。



このような「ブラック企業」が減少しない現状に少しでも警鐘を鳴らすため、「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」ことを制度創設の目的とする社労士が、社労士法施行日の12月2日「社労士の日」に、『ブラック企業に、しない！ならない！ 全国の経営者と労働者を応援する相談ダイヤル』と題し、全国の都道府県社労士会において無料電話相談会を実施することといたしました。

今回の無料電話相談会をはじめ、都道府県社労士の総合労働相談所における助言・指導などの活動を通じ、人事・労務管理の専門家である社労士として、「ブラック企業」の減少に我々は貢献してまいります。